はじめに

は、 入地に関する研究などがある。 についても、 の研究をはじめとした総括的な検討がすでになされてきた。また、出兵中の諸大名の、それぞれの領国とのつながり(1) 豊臣政権による朝鮮侵略、いわゆる〝文禄・慶長の役〟については、池内宏氏や北島万次氏、貫井正之氏らの一連 |野氏が述べられているように「関係史料の年次比定などが非常な混乱を生じている」ことが一因となっている 豊臣政権全体の兵粮補給の実体に着目された中野等氏の研究、さらには森山恒雄氏による豊臣氏九州蔵 ただ、出兵時の個々の大名に関する詳細な研究は、決して多いとはいえまい。これに

清正軍への後方支援の実情や、 本稿は、そういった中でも研究がすすんでいる加藤清正について、彼が朝鮮在陣中に国元へ送った書状を通じて、 領国支配の一端をうかがおうとするものである。

といえよう。最初の題号本のまに
ア田の氏さの私で、「原虫科」
アー市技「対害財政されてはる」

的に信頼するわけにはいかないものもあるが、全体の経緯を知る上では参考になるものもある。だが、清正の朝鮮在 清正 の朝鮮出兵については、 武勇伝的なものも含めて伝記史料が数多く存在する。もちろん、それらの中には全面(6)

原

秀

之

料と呼べるものである。「日本のコー関系印刷の中央出版公とは非常会別は古井リアのる」ことは一因となっている 大学史料編纂所の謄写本によって知られるのみで、『県史料』や『市史』にも収められておらず、その意味では新史 あるが、ここに紹介する早稲田大学図書館で新たに整理された加藤清正書状(以下、本書状とする)は、これまで東京(四) や『新熊本市史』史料編第三巻〈近世I〉(以下『市史』と略す)などに収められており、手がかりとなる材料が豊富に を中心とする一連の史料群である。これらの多くについてはすでに、『熊本県史料』中世編(8) 陣中の記録としてそれ以上に有用なのは、その重臣であった下川又左衛門家に伝来した文書など、家臣へ宛てた書状 (以下『県史料』と略す)

## 一、早稲田大学図書館所蔵 加藤清正朝鮮陣書状 名に関する詳細な研究は、

対する国元からの兵粮・武具などの補給を命じ、さらに清正不在中の、諸事への対応を指示したものである。 本書状は加藤清正が朝鮮在陣中に隈本の家臣へ宛てて発したもので、その内容は後述するように、在陣中の清正に まず、その書誌的概要を述べておく。

る。そして、第四紙には古筆了仲による次の極書がある。すなわち、(2) 半切」との箱書があり、さらに内箱蓋裏に、「加藤清正真蹟 金紙題簽が貼付してある。本紙は楮紙、その大きさは、 五九二で、貴重書扱いとなっている。二重の木箱に納められ、外箱には (一巻)で、表紙には牡丹唐草の緞子 (一七・七㎝×一五・七㎝)を用い、その左端に「加藤清正朝鮮文」と墨書した ・四九・○㎝、第三紙・四八・二㎝、第四紙・一三・七㎝で、全巻の大きさは縦一六・○㎝、 本書状は、 早稲田大学図書館において、「加藤清正朝鮮陣書状」として登録されており、請求記号は、リ五―一五 縦は全紙とも一六・○四、 古筆了仲(花押)紙中極アリ」とある。装丁は巻子装 「朝鮮文 加藤清正筆」、内箱には 横は第一紙 横一五八・二四とな 四七・三㎝、 「朝鮮文

「加藤肥後守清正/「自筆朝鮮文名判アリ/真蹟也/明治廿三年

長氏見亙しこまと前こを氏さ占り、医氏を体り悪力な九月。古筆了仲/ ―――― 七十一翁(『筆跡関』朱方印)」

全巻を通して貼られている。
切箔がちらしてある。また、本紙の天地に約八㎜幅の金糸布地が要紙見返しには全面に金紙を貼り、本紙全体の裏打紙には、金

して常用漢字を用い、適宜句点を補った。続いてその全文の翻刻を掲げるが、翻刻にあたっては、原則と

## (全文翻刻)

尚以雑穀之儀者、大豆

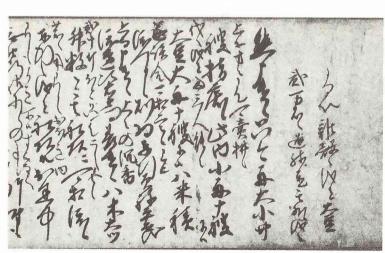
弐万石之通残置、其外之儀

代之儀者、両三人能々上等方々にて可売払候、

遂談合可相定候、已上、

弐十斤ほとかい候て、こし候へく候追而申遺候、上々の沈香

薬之用にて候、おほき内



写真①

はやきひんきに可差越候、 (便宜) (関立)

又申遣候、今度四郎兵衛帰朝之節、已上、

つねく、口をき、候ほとの乗様

念を入可乗渡候、

此方へ罷越候時ハ、能々

是ハ惣中之申様ほと三候にて候と、惣中沙汰候事候

艘指戻候、此内小舟十艘にハ態申遣候、只今舟大小廿

大豆、大船十艘にハ八米積

渡辺次右衛門尉差遣候、八木、大ツ、渡へく候、則為奉行曾袮平兵衛、

差急可積渡候、其許二廿日共

無由断様にとの事候、片時も

奉行之儀者、船頭共於連中

升数者、其船頭二可相渡候、

— 46 —

日数行候者、可為曲事候、随而

積渡候舟の荷物へ日記書旧冬伝七・小吉渡海候以後、度々

、なまり一切不来侯、遣候、可得其意候事、

相応ほと、なまりもこし
一ど来候ま、にて候、くすりニ

、ゑんせう、ゆわうハ参着候事、(煙硝)(硫黄)

其町の鍛冶ニ能々可成ほと、二丁かけの鉄炮、壱丁

但、台ハくりだい、見ぐるしく候共、念を入はらセこし候へく候、

こしらへ可添越候、榎置屋方

(紙継目

長さハ五尺にはらセ候へく候、 ためにて候、上なりハ角筒、 あわせ、能々と以後はらセ候ハん へもあつらへ遣候、其筒と見

、其許耕作等之儀、能々可入 口上三申含候事、

かなぐここのミ在之儀者、平兵衛ニ

念儀、専一候事、

、九鬼四郎兵衛二申遣候様子、相

由候間、今以隙明ましきと 調候哉、難風ニ付おそく参着候

推量候事、

、四郎兵衛事、由断ハ有ましく 候へ共、片時も差急渡海候へと

可申付事、

、日本之沙汰はしらす候、爰許

之躰は聞及候と、又ハ風説

48

万無由断、申遣候儀共、丈夫ニ

可相調候事、

一、度々申遣候、重只今申遣に

かき候ハぬ様ニ米穀をも丈夫ニ 不及候へ共、上方公儀、万事を

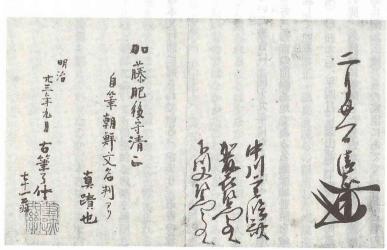
可差上候事、

越事専用候、尚自是相調、片時も早々可差、申遣候儀共、万事無由断

可申遣候、謹言、

二月廿一日 清正(花押)

下川又左衛門とのへ加藤喜左衛門とのへ(清之) (元章) (元章)



加藤肥後守清正

自筆朝鮮文、名判アリ、

七十一翁(「筆跡関」朱方印 明治廿三年九月 古筆了仲

二、豊臣秀吉の朝鮮侵略と加藤清正

後の行は本文十六行目と十七行目の間に記されている〈写真①参照〉。)

(追書の部分は、実際には二行目までが本文の前に記され、それ以後は本文行間に記されている。つまり、追書の最

じられると、国元に対して普請に必要な物資の調達を指示する書状を発している。(エタ) 備を本格的に始める。これにあわせて清正は自らの渡海準備を進める一方、秀吉の前線基地である名護屋城普請を命 天正十三(一五八五)年の関白就任直後にすでに征明の思惑を抱いていた秀吉は、同十九年になると明への出兵準(3)

調達を命じている。 後の御座所普請についての指示が出され、これを受けた清正は九鬼四郎兵衛(広隆)らの家臣にあてて、普請道具の の攻略をすすめ、五月には早くも都である漢城に入城しているが、この間、名護屋に着陣した秀吉からは自らの渡海の攻略をすすめ、五月には早くも都である漢城に入城しているが、この間、名護屋に着陣した秀吉からは自らの渡海 小西行長らの第一陣に続き、第二陣として渡海した清正は、天正二〇(一五九二) 年四月に釜山浦に上陸、 慶尚道

容を通して見て行くことにしよう。 領国に課題を残しつつ、清正は出兵の負担にどのように対処し、兵力・装備を整えていったのか、本書状の主な内

加藤清正朝鮮陣書状について

## (在陣中の物資調達の実情)

うをいたすへきため帳を遺候、其上伝七と小吉を遺候事」とあり、書状末尾にも「委細ハ伝七・小吉ニ申含候間、口 事候」「兵粮沢山:候」と述べているが、国元へ向けての書状では「都辺兵粮不相続、」「兵粮相越候事専一候」、「兵② 保が出兵した諸大名にとって早くからの課題であったことは、すでに指摘されているところである。出兵当初こそは保が出兵した諸大名にとって早くからの課題であったことは、すでに指摘されているところである。出兵当初こそは 多様である。また、本書状に記された伝七・小吉についても、「むそくの侍・鉄炮之もの・小者共、いつれもはいと 豆などの兵粮、鉄砲・刀といった武具、鉄砲放をはじめとした要員に加えて、紙・木綿などの生活物資にいたるまで より取寄候物之覚」として、五一箇条にわたって国元へ向け、物資調達の指示がなされている。その要求は、 まっているが、清正からの兵糧の調達を指示する書状は前述のように数次にわたって発せられている(表1)。 ことがわかる。本書状も、曾祢平兵衛らを奉行として、大小二〇艘の船による大豆・米の搬送を命じる文章から始 粮之儀、成次第可差越事肝要候、此表兵粮なと多可入候」と告げており、実際には補給は滞り、かなり疲弊していた よっても万全の体制をとることは難しかったようである。清正も、朝鮮在陣の兵に対しては「兵粮たくさんニ在之 していたことが知られている。ただ、海上・陸上ともに補給路の確保は困難を極め、またそれぞれの国元の事情に 秀吉からの兵粮下付等もあったが、実際にはそれに多くを期待することはできず、諸大名は自力での食料調達を目指 現実には知行改・年貢徴収といった収奪計画が軌道に乗らず、結果として日本からの輸送に頼ることになり、 ここで清正の物資調達の実態を知るための史料として、文禄二年八月の清正書状に注目したい。ここには、「日本 朝鮮出兵に際し、現地で必要となる諸物資のうち特に兵粮について、当初は現地での調達を目指していた。しかし、

あたるものであり、その発給年次も文禄三年と推定することができる。 いる。つまり本書状の内容は、二月二日書状に続いて五一箇条に代表される前年来の物資補給命令の再確認・督促に 曲事候、」と物資の急送を命じ、さらに「随而旧冬伝七・小吉渡海候以後、度々積渡候舟の荷物へ日記書遣候、 調達できないことを叱責している。本書状は、それに加えて「片時も差急可積渡候、其許:廿日共日数行候者、 速には対応できなかったようで、文禄三年二月二日、清正は本書状と同じ三名に宛てて書状を発しているが、その中(32) では「去年伝七・小吉遣候時、一書にて申遣候物共、半分も不調越候、」として、八月に命じた物資のうち、 上之趣承届可得其意候」として、この時、出兵に際して各地より集めた無足人、鉄砲放等の配当を決めることをはじ 清正からの指示全般を伝えるために派遣されていたことがわかる。しかしこの補給の指示を受けても、 (傍点・引用者)として搬送される物資に日付を記入することで遅滞の無いことを確認できるようにして 国元は迅 半分も 可得

## 〈清正軍の鉄砲使用〉

本書状では詳細に、 まなかったようである。清正は、それらの書状の中で鉄砲生産について産地・挺数などの指示を与えているが、 次にわたって鉄砲及び火薬、さらには鉄砲放の補給を命じ、かつ督促を加えており、 との言葉に象徴されるように清正も武具の中心に鉄砲を考えていたことがわかる。ただここでも兵粮調達と同様、 正の在陣中の書状や文献から鉄砲関係の記述をぬきだしてみよう(表2)。これを見ると「何よりも鉄炮肝要候事」 際し武器の主流となったのは鉄砲であり、「鉄炮は軍役の規定以上に調達する必要があった」のである。そこで、清 ば、日本の鉄砲隊は 朝鮮出兵における日本側の鉄砲使用については、洞富雄氏、宇田川武久氏が詳細に述べておられる。それらによれ 鉄砲の台尻のつくり、筒の長さなど、鉄砲の構造にかかわる具体的な指示をしている点が注目さ 「野戦においてはもとより、 攻城戦においても非常なはたらきをした」という。朝鮮での戦闘に 清正の意図ほどには順調 には進 数

の戦いにおける清正の武具に対する考え、とりわけ鉄砲重視の姿勢が、これらの書状からくみ取ることができる。 表1・2にあるように清正は他の武具についても出兵先から指示をあたえてつくらせるケースがあり、

う。そこには「去年之算用状、何とて今度四郎兵ニ不相越候哉」とある。これに関しては、(ママ) (ママ) るましく候事」と記されている。 かる。そしてこの件については、先の五一箇条の中にも「去年渡海已来、此比迄のさん用状を可相越候、 遺候、」とあって、前年、つまり文禄二年分の算用状を調え朝鮮の清正のもとへ届けることが任務であったことがわ 「去年四郎兵衛遣候、改之儀如何申付候哉、由断有ましく候、次代官前さん用之目録差越候、五三日中ニ其様子可申 〈清正の農村政策〉 本書状に記された九鬼四郎兵衛(広隆)の役割については文禄三年四月二九日の清正書状の次の記載が参考になろ(38) 前述の二月二日書状にも 少も由断あ

去々年の分の算用状藤兵へニ差越、則相届候、去年分の算用状不来候へハ、改ニ遣候事も不成候間、急可差越候(ᆴH) 次にわたる催促にもかかわらず、算用状の到着は大幅に遅れたようである。 須であり、右にあげた四月二九日書状の中で「諸代官有米の付を仕候て可越候、其付到来次第、請取候もの可遣候、 年貢・公事の収支決算書としての算用状(散用状)は、清正にとって国元の財政管理を陣中で把握するためには必 算用状さへ来候ハ、、只今も改候もの可遣候へ共、算用状不来候間不及是非候、先相待候」と述べているこ 在陣中も毎年届けるよう、あらかじめ指示があったと考えられる。ところが、文禄三年は、本書状を含め数

となる清正の農村政策の方針については、 鮮在陣中も含めて毎年のように実施しており、その内容はかなり過酷なものであったと指摘されているが、その背景 ところで、年貢収奪の基盤である検地について、清正は肥後入国後、天正十六・十七・十九・文禄二・四年と、朝 森山恒雄氏によって次のような指摘がなされている。①秀吉子飼大名とし

P 対応するために年貢生産を不動のものとする必要があったこと、この三点である。 事」と述べている点や、 障がなくなったこと、 されたこと、②兵農分離の強化により一揆体勢の復活が不可能となり、その主体勢力となる地侍層を帰農させても支 ての政治的立場 領内の米穀収入に頼らざるを得なかった清正の姿勢は、本書状でも「其許耕作等儀、能々可入念候儀 (明国出兵、対島津警戒)を維持するために可能な限りの年貢生産体系の安定と労働力の保持が要求 ③領内が米穀生産地帯であるため、軍事・普請の金も上方の米市場に依存しており、 追書の中で雑穀類の売却について言及している部分などによくあらわれている。 政治的にも、また経済的 米相場に な面 専一候 から

加藤清正朝鮮陣書状について

朝鮮侵略に慎重な家康や、和睦をすすめようとした行長らに対して、これまでみてきたように清正は積極的に出

う。本書状をはじめとした清正書状の一層の活用が期待される。文中、先学の研究に導かれてすすめてきたが、 けきびしい叱責の書状を送る様子からは、 はじめとした武具の調達、兵力(鉄砲放・無足人)の維持、その他現地で必要な物資を調えるために国元の家臣に向 た解釈等があったのではないかとおそれる。大方のご叱正を仰ぎたい。 れた本書状は、秀吉による強引ともいえる朝鮮侵略が諸大名に与えた影響の大きさを考える上で貴重な史料といえよ の出兵に対する強い意欲に裏付けられた、 清正が朝鮮在陣中に発した書状を中心として、領国隈本からの後方支援の体制について見てきた。そこには、清正 清正の出兵にかける思いの大きさが感じられる。戦況が膠着した中で記さ 強固な支援体制を求める様子が明らかに現れていた。兵粮の確保、鉄砲を

(1) 池内宏『文禄慶長の役』(東洋文庫・一九三六年初版、吉 臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』(青木書店・一九九六 認識と朝鮮侵略』(校倉書房・一九九〇年)、貫井正之『豊 川弘文館・一九八七年復刊)、北島万次『豊臣政権の対外

について」(『九州文化史研究所紀要』三五、一九九〇年)、 朝鮮侵略戦争における海上輸送の展開について」 「朝鮮侵略戦争における豊臣政権の兵粮補給

> 館・一九九〇年)、C・同 (九州大学国史学研究室編 『近世近代史論集』 吉川弘文 『豊臣政権の対外侵略と太閤検

(3) 森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』(吉川弘文館・一九 地』(校倉書房・一九九六年)。

4 注(2)A論文·二頁。

5 大きい。三鬼清一郎「朝鮮役における兵粮米調達につい の中野氏論文のほか、三鬼清一郎氏の研究によるところが 清正軍をはじめとした兵粮補給の実態については、

- 年記念論集』一九七九年)。 年記念論集』一九七九年)。
- 群書類従』第四〈史伝部〉)、等。 群書類従』第四〈史伝部〉)、等。
- (7)「下川文書」(『東京大学史料編纂所謄写本』)。
- 「下川文書」(前曷主(7))も又かられている。(8)熊本県刊。このうち特に第五巻(一九六六年刊)には
- (9) 熊本市・一九九四年刊。同市関連の史料を年代順にまと一下川文書」(前掲注 (7)) も収められている。

めたもの。

- 年)、近世編(一九九六年)。 のについては、近年その網羅的な目録が刊行されている。 のについては、近年その網羅的な目録が刊行されている。 無本県関係の古文書のうち、すでに翻刻・刊行されたも
- 「山)「片山文書」(『東京大学史料編纂所謄写本』)所収。史料 「日」とある。
- 市古貞次ほか編『国書人名辞典』第二巻(岩波書店・一九号・了仲、釣玄斎俊翁、閑事庵、北斗庵。尾張国の医師・ちに了仲。春名好重『古筆辞典』(淡交社・一九八五年)、の大野文達の子、古筆別家了観の後を嗣ぐ。はじめ了因、ののでは、一人二〇一一八九一(文政三―明治二四)年。名・栄村、第二の

加藤清正朝鮮陣書状について

九五年)参照。

- ン「尺E上1F]返引」、13日11条青E|青犬 /「4-牛で手」で文書」『市史』所収)。

(1) [天正十九年] 八月十三日加藤清正書状 (「渋沢栄一氏蔵

- 京大学史料編纂所謄写本』)。
- 前掲注(1)参照。 前掲注(1)参照。 池内、北島両氏の研究による。
- 館・一九六九年)。
- (19) [天正十五年] 十月十三日豊臣秀吉朱印状(「鍋島文書」
- 豊臣秀吉朱印状(「田中左門氏蔵文書」、『市史』所収)、及 世に対して指示を送っている。 [天正二〇年] 六月十八日 一般的傾向としてあ」(前掲注(20)三七頁)り、まして一般的傾向としてあ」(前掲注(20)三七頁)り、まして

で同日豊臣秀吉朱印状(『渡辺彰平氏蔵文書」、『市史』所収)、同日豊臣秀吉朱印状写(『下川文書」、『県史料』所収)を照。それに対し清正は国元へ向け、「其元ニハいつ収)参照。それに対し清正は国元へ向け、「其元ニハいつ財は「ひごよりしつかに候」([天正二〇年ヵ] 九月二一日が、「五畿内同前」として出兵の最前線基地としての九州が、「五畿内同前」として出兵の最前線基地としての九州を重視し、自ら一揆鎮圧の指示をおこなっていることへのを重視し、自ら一揆鎮圧の指示をおこなっていることへの。 "安心感』があったのかもしれない。

- (22) 前掲注(2)、(5) 論文参照。
- 『県史料』所収)。 (3) 天正二○年正月五日豊臣秀吉條書(「加藤清正家蔵文書」
- (25) [文禄元年] 十一月二一日加藤清正書状(「九鬼文書」『県料』所収)。
- (26) [文禄二年] 卯月十四日加藤清正書状(「原富太郎氏蔵文史料」所収)。

書」『市史』所収)。

(28)[文禄二年ヵ]六月朔日加藤清正書状(「下川文書」『県史『市史』所収)。 『市史』所収)。

- 在陣に備えての兵粮備蓄を急ぐ清正の姿が窺える。 「市史」所収)にも「十月以前ニせつかいまて着岸なく 「市史」所収)にも「十月以前ニせつかいまて着岸なく で終二年八月八日加藤清正書状(「下川文書」『県史料』 「市史』所収)にも「十月以前ニせつかいまて着岸なく できょ。」のでは、「十月過れは此方への渡海も料』「市史」所収)によれば、「十月過れは此方への渡海も
- る。[文禄元年] 九月二二日豊臣秀吉朱印状(「加藤文書」飯田覚兵衛とともに秀吉の元へ赴いていることが確認され月、清正から戦況報告の使者として、清正の側近的存在の月、清正から戦況報告の使者として、清正の側近的存在ののいては未詳である。ただ、曾祢については、文禄元年九(29) ここで奉行となっている曾祢平兵衛と渡辺次右衛門尉に
- (30) 文禄二年八月八日加藤清正書状(「下川文書」『県史料』『県史料』所収)。
- (31) ここで、本書状の宛所となっている三人について、述べ(31) ここで、本書状の宛所となっていたが、天正十五(一五ておこう。この三人が清正の朝鮮在陣中、隈本留守居とし中野嘉太郎氏の『加藤清正伝』(隆文館・一九〇九年)に中野嘉太郎氏の『加藤清正伝』(隆文館・一九〇九年)に中野嘉太郎氏の『加藤清正伝』(隆文館・一九〇九年)に「続武家閑談」からの引用として、秀吉に自らの甥である清正を引き合わせた人物として登場している。下川又左衛清正を引き合わせた人物として登場している。下川又左衛清正を引き合わせた人物として登場している。下川又左衛清正を引き合わせた人物として登場していたが、天正十五(一五木の出身で、はじめ秀吉に仕えていたが、天正十五(一五木の出身で、はじめ秀吉に仕えていたが、天正十五(一五木の出身で、はじめ秀吉に仕えていたが、天正十五(一五木の出身で、はじめ秀吉に仕えていたが、天正十五(一五木の出身で、はじめ秀吉に仕えていたが、天正十五(一五木の出身で、はじめ秀吉に仕えていたが、天正十五(一五木の出身で、はじめの東京は、大田の出身で、はいる。

元宣」〈熊本日日新聞社 八(一六二二)年没したとある。 たり、清正没後の加藤家の内紛に際し禄を没収され、元和 中川寿林 として、中川寿林墓に関する記載があるが、それによれば 述がある。さらに『加藤清正伝』所収「肥後国志」の記事 の「清正代侍略記」に「熊本留守居 中川寿林斎」との記 代初家老、下川又左衛門」として記載され、「加藤清正侍 九八二年〉)。また、「清正代侍略記」(「大木記録文」 領内の政策全般の責任者であったという(森山恒雄 後は家老的地位にあり、 八七)年ころから清正の勘定役的存在となった。 『加藤清正伝』所収〉)には「七千石、熊本留守居・忠広 下川又左衛門」とある。中川重臨斎(寿林)は、前述 (『続群書類従』巻七一五本)には「壱万拾壱石七斗壱 (初名・平太郎、 特に朝鮮在陣中は筆頭家老として 編·刊『熊本県大百科事典』、 禄二千石領) は清正の従弟にあ 隈本入国 〈前述

- 32 料』『市史』所収)。 [文禄三年] 二月二日加藤清正書状 (「下川文書」『県中
- 33 年)、宇田川武久『鉄炮伝来』(中央公論社·一九九〇年)。 洞富雄『鉄砲―伝来とその影響』(思文閣出版・一九九一
- 34 洞氏前揭注 33 書・三三五頁。
- 35 字田川氏前掲注 (33) 書・八六頁。
- 36 料』『市史』 [文禄三年] 三月四日加藤清正書状 所収)。 (「下川文書」『県史

加藤清正朝鮮陣書状について

- 37 が、 物館所蔵文書」『市史』所収)とある。 事」([慶長五年ヵ] 十一月三日加藤清正書状 鉄砲の台尻について本書状では「くりたい」としている 別のところでは「橿木鉄炮之台木、 何程も取せ可置候
- 39 38 の関係は天正十七(一五八九)年の天草の一揆鎮圧に付き 記がある。それによれば、はじめ織田信孝に仕え、 高虎に仕えている。 もと功績を挙げたが、その後転々とし、 従ったことから記されている。その後、 文禄三年卯月二九日加藤清正書状(「武井友貞氏蔵文書」 九鬼四郎兵衛広隆については 『南紀徳川史』巻四七に伝 大坂の陣では藤党 朝鮮出兵で清正
- 『県史料』 『市史』 所収)。
- 40 候哉、 丈夫ニもたせ可越候事」([文禄三年] 三月十二日加藤清 また、この書状の「一、檜物師両人令参著候、まさなとも 推定されているが、算用状を度々催促するのは、本文でも 遅れを厳しく非難している。従来この書状は、文禄二年と 料』所収)には「度々申遣算用状之事、何とて遅候哉 書状に「いおけ師壱人并いつ、こひ物師壱人、 たせてこさす、何之用ニこし候哉」とあるのも、 ふれたが前掲注(30)の文禄二年八月八日書状以降である。 (中略) [文禄三年ヵ] 六月六日加藤清正書状(「下川文書」『県史 (中略) 曲事之至、誠不及是非儀候」と、算用状の 此表之事を何共不存出、 令無沙汰事、 いか、之儀 道具以下 三月の

年次を文禄三年と推定した。 るのに対応していると思われ、そこから、この書状の発給 正書状「速見真曹氏蔵文書」『県史料』『市史』所収) とあ

41 清正入国ころの肥後の検地については、A・森田誠 肥後国検地諸帳について」(『熊本史学』二、一九五二

年)、B·熊本県編·刊『熊本県史』総説編(一九六五 第五章 〈近世〉 第一節〈近世初期の肥後国〉 (森山恒

42 前揭注 (41) B書四九六頁。

雄執筆)等参照。

- 43 正家蔵文書」)等参照、 为] 三月六日豊臣秀吉朱印状 日豊臣秀吉朱印状 動も多く見られる。[文禄元年]九月二二日豊臣秀吉朱印 命じて珍品を贈らせるなど、秀吉の存在を強く意識した行 にわたって銀をはじめとして様々な貢物をしたり、 が、その点からは、名護屋在陣の秀吉に対し陣中から数次 ここには、秀吉に対し忠節を尽くすという意味もあろう (銀三○枚献上—「加藤文書」)、[文禄三年] 卯月十二 (虎献上—「加藤文書」)、[文禄三年 いずれも『県史料』所収。 (高麗雉子等献上—「加藤清 国元に
- 44 参照。

45

(41) B書五

一頁。

46 している。実際には今日残るものに加え、さらに多くの書 月にもそれぞれ二回にわたって後方支援を命じた書状を発 表1に明らかなように清正は文禄二年四月や、 同三年二

> 緊密に行われていたことが推察される。 状が発せられたと考えられ、 清正と国元との連絡はかなり

(付記)本稿作成にあたっては、柴辻俊六氏より多くの助言を いただいた。記して謝意を表したい。

(一九九七・八・一脱稿)

(ふじわら ひでゆき・図書課特別資料室)

	史料名	年月日	宛名	支援内容	出典
1	加藤清正書状	[天正十九年]八月十三日	加藤喜左衛門尉、下川又左 衛門尉	明国では20箇国拝領。国元への指示35箇条。鉄砲放200人召置 の事、船・鉄砲・槍他武具製造を指示。	渋沢栄一 蔵文書
2	豊臣秀吉條書	天正二〇年正月五日	毛利壱岐守(吉成) ほか	唐入に付、4月1日より9月中の兵粮下付。兵粮の不足があれば播磨・大坂で借りよ。	加藤清正家 蔵文書
3	豊臣秀吉朱印状	[天正二〇年]四月二八日	加藤主計頭 (清正)	攻略後の城内の兵粮調査を命ず。	加藤文書
4	加藤清正書状	[天正二〇年]七月十八日	九鬼四郎兵衛、粟生一郎右 衛門	兵粮は豊富にあるので安心。 	九鬼文書
5	加藤清正書状	[天正二〇年]九月六日	九鬼四郎兵衛、原田五郎右 衛門尉	朝鮮での年貢入念に納めさせよ。朝鮮桝は13杯が1斗。	九鬼文書
6	加藤清正條書案	[天正二〇年?]九月二一日	(加藤)喜左衛門、(下川)又 左衛門	国元への指示35箇条。兵粮、鉄砲・刀馬具等武具・舟。隈本城 普請指図。上方へ米を送り万事調えよ。	西村清蔵文 書
7	豊臣秀吉朱印状	[天正二〇年]十一月十日	加藤主計頭	兵粮輸送のための舟を差し越させる。	加藤文書
8	加藤清正書状	[天正二〇年]十一月二一日	加藤与左衛門尉、九鬼四郎 兵衛、原田五郎右衛門尉	清正の兵・3,000に足らず、うち半数は役に立たない状態。兵粮・雑穀用意。兵粮は戦時に備え大量に必要。	九鬼文書
9	加藤清正書状写	[文禄二年?]三月二三日	加藤喜左衛門、下川又左衛門、中川重臨方、中川唯昭方	米1万石を京都へのほすこと、ただし用途を確認せよ。国元費 用は大豆を用いよ。船道具差越すべし。	下川文書
10	加藤清正書状	[文禄二年]四月十四日	加藤喜左衛門尉、下川又左 衛門尉	兵粮4、5,000石ほど早急に差越せ、都辺の兵粮続かず、兵粮 補給第一。国元耕作等、入念におこなう事。	原富太郎蔵 文書
11	加藤清正書状	[文禄二年?]四月二八日	加藤喜左衛門尉、下川又左 衛門尉	兵粮多量に必要、出来次第差し越すべし。玉薬補給・鉄砲各種 鋳型作成の申付。	本妙寺文書
12	加藤清正書状	[文禄二年?]六月朔日	下川又左衛門	船(200石以下)2、30作らせよ。持槍(身1尺)、500も1,000も わたすべし。国元の米・大豆のうち、兵粮とした分の残りは全 て売却せよ。朝鮮への渡海、10月以降は困難、陸路もならず。	下川文書
13	加藤清正書状	[文禄二年]七月朔日	加藤喜左衛門尉、下川又左衛門尉	公儀御用、隈本留守油断なくつとめること。	横田準之助 蔵文書

-61

14	加藤清正書状	文禄二年八月八日	加藤喜左衛門尉□、下川又 左衛門□	日本より取寄候物之覚51箇条。兵粮(米・大豆)、紙、刀、鉄 砲放。隈本製の鉄砲の調達。無足人・鉄砲放の配当帳の件。去 年渡海以来の算用状を送れ。	下川文書
15	加藤清正書状	[文禄二年?]十月十六日	下川又左衛門尉	人足1,000石につき4人差越申付、他。	鈴木利三郎 蔵文書
16	加藤清正書状	[文禄二年?]十二月四日	加藤喜左衛門尉、下川又左 [衛]門、中川重臨斎	嶋津小七郎の渡海に際しては、鉄砲放以下500人でも300人でも 召連れること。渡海した者の妻子の扶持について。	下川文書
17	加藤清正書状	[文禄三年]二月二日	中川重臨斎、加藤喜左衛門 尉、下川又左衛門尉	煙硝・玉薬・鉛不足、早急に大量に送るよう指示。去年申付の五 一箇条のうち半分も揃わざるを責める。算用状の遅れを責める。	下川文書
18	加藤清正書状	[文禄三年]二月二一日	中川重臨斎、加藤喜左衛門、 下川又左衛門	大豆、米を急送せよ、其許(隈本)で20日以上過ごせば曲事。煙硝・硫黄は到着、鉛が来ない。鉄砲製造指示。国元耕作等につき指示。	早稲田大学 図書館蔵
19	加藤清正書状	[文禄三年]三月四日	加藤喜左衛門尉、下川又左 衛門尉	虎熊 (忠広) 渡海に際しては人数は集まるだけ差し越すよう指示。なにより鉄砲が肝要、早く届けよ。	下川文書
20	加藤清正書状	[文禄三年]三月十二日	加藤喜左衛門尉、下川又左 衛門尉、中川重臨斎	目薬・柿渋催促、隈本築城の指図。	速見真曹 蔵文書
21	加藤清正書状	文禄三年四月二九日	加藤喜左衛門尉、下川又左 衛門尉、中川重臨斎	去年算用状不参を咎め、船方の配当は算用状到着後とする。兵 粮・玉薬・鉄砲放・油等を請求。先着の硫黄は役に立たず。	武井友貞 蔵文書
22	加藤清正軍役定	文禄三年五月六日	竹田作蔵	100人に付のほり5本、鉄砲10挺、槍10本の軍役。	下川文書
23	加藤清正書状	[文禄三年?]六月六日	中川重臨斎、加藤喜左衛門 尉、下川又左衛門尉	刀注文、最近は粗悪品が多い。算用状遅延を厳しく叱る。鉄窮 乏。	下川文書
24	加藤清正書状	[文禄四年?]十一月二一日	中川重臨斎、下川又左衛門 尉、加藤喜左衛門尉	銀10貫目京都へ (歳暮用)。米5,000石差し越すべし。鉛一切来 ず。硫黄は役に立たず。	下川文書
25	加藤清正書状	慶長二年二月二七日	中川重臨、中川祐賢	米・大豆を急ぎ送れ。	下川文書
26	加藤清正制札写	慶長三年十月十六日	加基斯人美丽利 下4.2次	高麗より近日無事帰朝のこと。年貢以外人夫・諸役、2、3箇年免除事。	下川文書
27	加藤清正書状	[欠年]六月二三日	加藤喜左衛門□、中川重臨 斎、下川又左衛門尉	隣国の衆の舟、百姓の舟も残らず差し越すこと	下川文書
28	加藤清正書状	[欠年]十月十八日	下川又左衛門尉、加藤喜左衛門尉	此地から賃舟を下すので米5,000石をのぼすべし。	下川文書

表2. 朝鮮在陣時を中心とした清正の鉄砲使用・補給に関する史料(出典は『熊本県史料』中世篇第五、『新熊本市史』史料編第三巻、『続群書類従』による。)

	史料名	年月日	宛名	内容	出典
1	加藤清正書状	[天正十九年]八月十三日	加藤喜左衛門尉、下川又 左衛門尉	鉄砲、備品の製造に関する指示、鉄砲放200人召置の事のほか35箇条。	渋沢栄一蔵 文書
2	加藤清正條書案	[天正二〇年?]九月二一日	(加藤)喜左衛門、(下川) 又左衛門	鉄砲、火薬などの武具調達。堺へ注文の鉄砲は4匁の物。 隈本での鉄 砲製造に国鍛冶の他、平戸、有馬の鍛冶を雇うべし。	西村清蔵 文書
3		天正二〇年		オランカイ侵入に際し、三段構えの鉄砲で撃ちたてる。	清正公行状
4	(27) <u>28</u> (10)	天正二〇年	[ 1 ] WAY 1 & 10	オランカイ侵入に際し、家臣に鉄砲200挺、自らも200挺を装備。	清正公行状
5		天正二〇年		オランカイ侵入に際し、200挺の鉄砲を備える。	清正記.卷二
6	加藤清正書状	[文禄二年]四月十四日	加藤喜左衛門尉、下川又 左衛門尉	鉄砲500挺でも1,000挺でも早々に差越べし。	原富太郎蔵 文書
7	加藤清正書状	[文禄二年?]四月二八日	加藤喜左衛門尉、下川又 左衛門尉	玉薬、鋳型差越べし。	本妙寺文書
8	加藤清正條書	文禄二年六月十一日	a annuación o contration	晋州城出陣に際し、鉄砲を役に立てること。	九鬼文書
9	加藤清正書状	文禄二年八月八日	加藤喜左衛門尉□、下川 又左衛門□	鉄砲放は1,000石につき5人ずつ。限本等の町家からの煙硝徴収について。限本からの鉄砲が2、3挺しかこないがほかにはどれ程できているのか、でき次第送ること。	下川文書
10	加藤清正書状	[文禄三年]二月二日	中川重臨斎、加藤喜左衛 門尉、下川又左衛門尉	煙硝・玉薬が一昨年来届かないのはどうなっているのか。鉛も必要。	下川文書
11	加藤清正書状	[文禄二年?]十二月四日	加藤喜左衛門尉、下川又 左[衛]門、中川重臨斎	嶋津小七郎の渡海に際し、鉄砲放以下、家来を連れてくること。	下川文書
12	加藤清正書状	[文禄三年]二月二一日	中川重臨斎、加藤喜左衛 門、下川又左衛門	鉛不来。鉄砲製造について詳細指示。	早稲田大学 図書館蔵
13	加藤清正書状	[文禄三年]三月四日	加藤喜左衛門尉、下川又 左衛門尉	虎熊 (忠広) 渡海の際に持ってくるもののうち、なにより鉄砲が肝 要である。	下川文書
14	加藤清正書状	文禄三年四月二九日	加藤喜左衛門尉、下川又 左衛門尉、中川重臨斎	確かな鉄砲放を多く召抱えること。鉛、玉薬などを送るよう指示。	武井友貞蔵 文書
15	加藤清正書状	[文禄四年?]十一月二一日	中川重臨斎、下川又左衛 門尉、加藤喜左衛門尉	差越の硫黄役に立たず、鉛が全く届かない、精を入れ玉薬を差越べし。	下川文書
16	浅野幸長高麗陣 蔚山表覚書	[慶長二年十二月二三日]	H las	清正自ら鉄砲を取って敵を防ぐ。	浅野文書
17	浅野幸長蔚山籠 城以下万事覚書	[慶長二年十二月二四日]	班 蓝 芗	清正、敵軍と鉄砲で撃ち合いとなる。	浅野文書
18	加藤清正書状	[慶長四年?]三月二六日	加藤喜左衛門ほか5名	佐藤彦一に申付、玉薬の調合を昼夜の別なく行わせること。鉛、煙 硝の調達が肝要。	下川文書
19	清正家中へ 被申出七ヶ條			奉公の道油断すべからず。弓を射、鉄砲を撃つこと。	清正記.巻三

- 63 -